

日 教 庶 第 6 2 8 号
令和7年(2025年)12月26日

教育委員 各位

日野市教育委員会
教育長 白石 高士
(公印省略)

令和7年度第10回教育委員会定例会の開催について

日野市教育委員会告示第15号により、下記のとおり令和7年度第10回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

開催日時

令和8年(2026年)1月8日(木) 午後2時

開催場所

教育委員会室(506会議室)

案件

議案

第38号 教育委員会職員人事について

第39号 日野市いじめ防止対策推進条例の提出について

請願

第7-11号 都教委の「学校と家庭・地域とのより良好な関係作り有識者会議」のガイドライン等に、「モンスター教委・モンスター(副)校長らが生徒・保護者・一般教諭に高圧的であったり、パワハラを行ったりしてきている事実や、止めさせる方策」を明記させるよう求める等の請願

報告事項

第26号 令和7年第4回日野市議会定例会の報告

第27号 要綱の制定及び改廃の報告（令和7年10月～令和7年12月）

第28号 行政情報の公開請求

議案第38号

教育委員会職員人事について

上記議案を提出する。

令和8年1月8日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

《提案理由》
教育委員会職員に対して人事発令を行うものです。

非公開

議案第39号

日野市いじめ防止対策推進条例の提出について

上記議案を提出する。

令和8年1月8日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

《提案理由》

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定め、条例を制定するものです。

日野市いじめ防止対策推進条例（案）

前文

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害です。いじめは、子供の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、子供の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。また、いじめはどの子供にも、どの学校でも、どの地域社会でも起こり得る可能性があります。

いじめをなくすために、市、日野市教育委員会、学校及び学校の教職員、保護者、地域住民、関係機関、そしてすべての子供が「いじめは、しない、させない、許さない」という強い決意をもち、互いに協力しながら、あらゆる場で「いじめをしない、させない、許さない」ための行動を実践し、互いを尊重し、助け合う心をもっていじめをなくすよう努めなければなりません。

ここに、基本理念を明らかにし、いじめをなくす地域社会の実現を目指すため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、子供に対するいじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、日野市（以下「市」という。）、日野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務、地域住民等の役割並びに関係機関等の連携の推進について明らかにするとともに、いじめの防止等のための基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 子供又は児童等（以下本号において「子供等」という。）に対して、当該子供等が在籍する学校その他の場所に在籍している等当該子供等と一定の人的関係にある他の子供等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子供等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 学校 日野市立学校設置条例（昭和39年条例第20号）別表第1及び別表第2に規定する学校をいう。
- (4) 子供 市にかかわる18歳未満の人をいう。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）などに規定する施設、その他子供が育ち、

学ぶために利用する施設に在籍などしている18歳以上20歳未満の人も対象とする。

(5) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(6) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(7) 地域住民等 市の市域内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市の市域内で事業を営む者をいう。

(8) 関係機関等 警察、児童相談所その他いじめの防止等に関係する機関及び団体をいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての子供の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、すべての子供が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、市、教育委員会、学校及び学校の教職員、保護者、並びに関係機関等が、児童等の生命及び心身を保護し、すべての子供をいじめから確実に守るとともに、すべての子供がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを目指して行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けたすべての子供の心情及び背景に配慮し、いじめを受けたすべての子供及びその保護者に対して必要な支援が行われることを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、いじめを行った子供の行動の背景にある要因を把握し、いじめの再発を防止するとともに、当該子供が自律した個人として成長できるよう必要な措置を講じることを旨として行われなければならない。

5 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組まなければならない。

6 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、市、保護者、地域住民等及び関係機関等の連携の下、社会全体でいじめは人権侵害であり絶対に許されるものではないと正しく認識し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第4条 すべての子供は、いじめを行ってはならない。

2 すべての子供は、自分を大切にするとともに、他の人を大切にしよう努めるものとする。

（市の責務）

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、学校、保護者、地域住民等及び関係機関等と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進しなければならない。

（教育委員会の責務）

第6条 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じなければならない。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、いじめは重大な人権侵害であって決して許されないものであるとの認識の下、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民等及び関係機関等と連携を図りつつ、学校の教育活動全体を通じて児童等に対するいじめの問題に関する啓発、指導等を行うことにより、学校全体で組織的にいじめの防止等に取り組まなければならない。

2 学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切にこれに対処しなければならない。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子供の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが子供の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、人権侵害にあたるものと認識し、その保護する子供がいじめを行うことのないよう、当該子供に対し、規範意識を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する子供がいじめを受けた場合には、適切に当該子供をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、いじめの防止等のため、市、教育委員会及び学校と連携し、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(地域住民等の役割)

第9条 地域住民等は、それぞれの地域において子供に対する見守り、声かけ等を行うとともに、子供が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 地域住民等は、子供がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、教育委員会、学校又は関係機関等に当該情報を提供するよう努めるものとする。

(関係機関等との連携の推進)

第10条 市、教育委員会及び学校は、いじめの防止等に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて関係機関等に対し協力を求め、これらの機関と連携及び協力して施策を実施するよう努めるものとする。

2 市、教育委員会及び学校は、いじめの実態把握及び適切な対処に資するため、関係機関等に対し、いじめに関する情報の提供について協力を求め、連携及び協力を努めるものとする。

(財政上の措置等)

第11条 市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(日野市いじめ防止基本方針)

第12条 市及び教育委員会は、いじめの防止等のための対策の基本的な方向及び内容に関する事項を日野市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。

2 基本方針は、法第12条の規定に基づきいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、法第13条の規定に基づき基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（日野市いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、教育委員会に日野市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進その他いじめの防止等のための対策に関する事項について、連絡調整及び協議を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（日野市教育委員会いじめ問題対策委員会）

第15条 基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、日野市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

3 対策委員会は、教育委員会から諮問を受けた場合、又は法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（以下「法第28条調査」という。）を行い、その結果を教育委員会に報告等をするものとする。

4 学校、教育委員会その他の関係者は、法第28条調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（教育委員会における重大事態への対処）

第16条 教育委員会は、前条の規定による調査結果の報告を受けたときは、法第30条第1項の規定に基づき、その旨を市長に報告するものとする。

（日野市いじめ問題調査委員会）

第17条 市長は、前条の報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、日野市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

2 調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第30条第2項の規定に基づき、法第28条調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行い、その結果を市長に答申する。

3 市長は、前項の規定による答申があったときは、議会に報告するものとする。

4 学校、教育委員会その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（協力の要請）

第18条 市長又は教育委員会は、法第28条調査又再調査の実施に当たり必要と認められる場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校（日野市立学校設置条例別表に規定する小学校を除く。）、中学校（同別表に規定する中学校を除く。）、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所等に対し、いじめ及びいじめの防止等に関する情報の提供について協力を要請するものとする。

（秘密保持義務）

第19条 協議会、対策委員会及び調査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

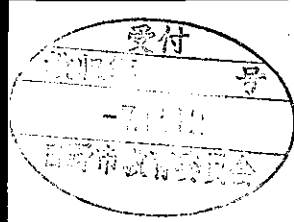
（経過措置）

2 この条例の施行日前に、日野市いじめ防止基本方針に基づき設置された、いじめ問題対策連絡協議会、教育委員会いじめ問題対策委員会及びいじめ問題調査委員会は、この条例の相当規定に基づき設置されたものとみなす。

請願審査

請 願 番 号	請願第7-11号
受 付 年 月 日	令和7年12月12日
件 名	都教委の「学校と家庭・地域とのより良好な関係作り有識者会議」のガイドライン等に、「モンスター教委・モンスター（副）校長らが生徒・保護者・一般教諭に高圧的であったり、パワハラを行ったりしてきている事実や、止めさせる方策」を明記させるよう求める等の請願
請願者住所氏名	

都教委の「学校と家庭・地域とのより良好な関係作り有識者会議」のガイドライン等に、「モンスター教委・モンスター(副)校長らが生徒・保護者・一般教諭に高圧的であったり、パワハラを行ったりしてきている事実や、止めさせる方策」を明記させるよう求める等の請願



口頭意見陳述をします。

1 請願の背景と、請願を執行頂きたいお願い等

都教育委員会の「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係る有識者会議」(座長は佐々木幸寿(こうじゅ)東京学芸大学理事・副学長)は、2025年12月2日(火)の第5回会合において学校向け『ガイドライン』を決定した。

後日PDFを添付しメールする月刊『紙の爆弾』2026年1月号、4頁建て記事の、
——「録音・弁護士・警察で対応」も～保護者を“カスハラ”扱いる、都教委ガイドライン案——

と題し、11月6日(木)の第4回会合までを詳細かつ批判的に取材した、教育ジャーナリスト・永野厚男さん執筆記事を、ご覧頂きたい。2025年5月9日(金)の第1回会合を詳細かつ批判的に取材した記事を基に(白石高士さんが日野に来られる前の)6月11日(水)、貴教委に請願を提出した時点に比べ、『ガイドライン』の内容は、一層独善性・強権性を増してしまっている。

26年1月8日(木)午後の定例会で、白石高士教育長と4人の教育委員、宇田川裕美さん・前田健太さんを始めとする指導系が、〔1〕『ガイドライン』のダメな内容を直視し改善を提言する後掲の「2」の各項を読み込んで頂き、教育委員全員が、「毎回壊れたICレコーダーのように、具体的内容に踏み込んだ意見」を述べた上で、本請願を採択頂くとともに、〔2〕本市の全教職員(校長を含む)に、本請願の内容を、下線部を中心に周知等して頂きたい(副)校長会・教務主任会・中堅教諭等資質向上研修・初任研等で紹介して頂きたい。更に、〔3〕月刊『紙の爆弾』26

年1月号の記事を、本市の全教職員(校長を含む)に周知等して頂きたい。そして〔4〕以下の請願事項に沿った意見書を、都教委と文科省(松本洋平大臣(53歳)と武藤久慶(ひさよし)教育課程課長)にも出して頂きたい。

なお、「2」の各項で分析・批判する対象は、第4回会合時点の都教委ガイドライン骨子案(以下、骨子案)とさせて戴く(内容は『ガイドライン』とほぼ同内容なので)。

2 具体的事実と請願(提言)、分析事項

2-1 『紙の爆弾』2026年1月号97頁にある通り、都教委ガイドライン骨子案(以下、骨子案)は、都庁産業労働局の「カスハラ」の防止に関する指針の「行為の類型例」が、
——身体的な攻撃・精神的攻撃・威圧的な言動・土下座要求・執拗な言動・拘束する行動・差別的な言動・性的な言動・個人への攻撃や嫌がらせ——

を列挙しているのを、そのまま引用している(「社会的通念を超える要望等)に対する「新しいルール作り、学校向けのガイドライン作成が必要だ」との主張を補強する目的がある、と考えられる)。

この斜体字の各事案が東京の公立小中高校等で起こった件数を、(遡れる年度で、)各事案ごと・年度ごとに(もし校種ごと、区部・多摩地区等地域ごとのデータもあれば、それも)、速やかに出すよう、都教委に要求して頂きたい。

2-2 斜体字の各事案のうち「身体的な攻撃・土下座要求」等の犯罪(的)行為は、飲食店等で発生するものが多く、学校での発生は、マスコミ報道等で見ると5月8日の立川3小の事件等、ごく少数でなのではないか。こういう事件になるとマスコミ報道があるはずなので、立川3小以外の「身体的な攻撃・土下座要求」等の犯罪(的)行為で都教委がつかんでいる事案があれば、「2-1」の回答の際、発生・対応の年月日を含め、具体的データを速やかに出すよう都教委に要求して頂ければ幸いです。

※ 25年12月8日(月)の『日本教育新聞』3面は、「保護者のクレームで適応障害 相談窓口設置を訴え 富山県教組」と題し、「富山県教組は11月28日、県内の小学校に勤務する50代の女性教員が保護者からの過剰な要求により適応障害を発症し、地方公務員災害補償基金から公務災害に認定されたと発表した」と報じている。

2-3 確かに立川3小の事件のような「身体的な攻撃・土下座要求」等の犯罪(的)行為は学校ではもちろん、他の業界でもあってはならぬ

251212提出の請願 1 頁目

いが、こういう犯罪(的)行為をわざわざ前面に出すことにより、『紙の爆弾』26年1月号98頁・99頁にある、

——× “第2回都立高校生等によるボランティア・サミット”なるイベント等で飾る(都教委の**見栄**)のため、オリンピック参加国・地域の“国旗等を模した巨大な千羽鶴”の製作・提出を強制× 異常な“君が代”起立・ピアノ伴奏強制問題× “自衛隊連携宿泊防災訓練”に生徒を参加させる事案(都教委や校長が引率した生徒は、自衛隊員の号令下の行進訓練実施や、鉄帽・戦闘服・自動小銃で武装した隊員の突撃シーンの写真を見せられる)——

等、「**モンスター都教委・モンスター校長**が押し付けてくる**政治色濃い事案**に対し、**ノー**の声を上げ話し合いを求めたり行動したりする生徒・保護者・一般(ヒラ)教諭までも、「**モンスターだ**」と世間に印象付け、更に「**君たちは都教委・校長の政策ややり方にノーの声を上げず、素直に従え**」と無理強いする意図が、都教委にはあるのではないか。

2-4 A 『紙の爆弾』26年1月号98頁は、

——5月9日の第1回会合では、「**教員と保護者はパートナーという原則をもって対応し、多くの事案は対話的に解決されている**。学校・保護者・地域が対話をしながら理解し合い、信頼関係を築くことが大切だ。**子どもを中心に考える視点が何よりも大切**」「**保護者等との良好な関係づくりの議論が、結果として学校現場の安全を保障することにつながるのではないか**」等、都教委の保護者への「**ゼロ・トレランス**」的な思想・姿勢とは反対の意見がちゃんと出ている。

と記述。

B 『紙の爆弾』26年1月号99頁は、

——8月29日の第3回有識者会議では、「**保護者と学校側のコミュニケーションの不足**」の解消を求めたり、「**十分な情報共有や相互理解を深めていくことの大切さ**」を訴えたりする意見が出ている。**都教委はこういう協調的な意見をもっと取り入れ、骨子案の保護者に対する“喧嘩腰”の主張を大幅に修正・削除するべきだ。**——と記述している。

前記「2-3」の、

× オリ参加国・地域の“国旗等を模した巨大な千羽鶴”の製作・提出を強制——等、3悪例のように、「**モンスター都教委・モンスター校長**が押し付けてくる**政治色濃い事案**に対し、保護者や生徒が教委や(副)校長と話し合ったり交渉したりする場合は、**A・B**のように「**対話**」をする中で、「**理解し合**」うところには行かなくても、一定の「**信頼関係を築**」き、「**相互理解を深めていくこと**」を実行している。

都教委が14年11月26～28日、都立大島高校2年生35人中16人(この数字を作り出した**都教委指導部**と当時の**大塚健一校長**は特活の指導要領違反)を“**自衛隊連携宿泊防災訓練**”に参加させた**事案**での、生活者ネットの小松久子都議や共産党の里吉ゆみ都議、種田和敏弁護士との話し合いの際、先に席を立って消えてしまったのは、**モンスター都教委の藤井大輔課長**(教育監を定年退職後、明海大学教授に“天下り”)だった。

オリパラ教育・“君が代”・“自衛隊連携宿泊防災訓練”問題での**保護者・市民たちが教委と話し合う時の態様は**、都庁産業労働局の「**カスハラ**」の防止に関する指針の「**行為の類型例**」には**全く入らない**。「**一步でも前進し解決する**」よう、**真摯に取り組んでいるのだ**。

よって、都教委が骨子案で、(ごく僅かな**モンスターペアレント**が対象であるはずの)「**録音・弁護士・警察で対応も**」と、**脅迫的な記述**をしているのは、**本文でなく「備考や注」の欄で控えめに記述する等、改善するべきだ**。

2-5 都教委の**矢野克典**人事企画担当部長

や**松永武志**勤労課長らは、第5回会合で「**別添、保護者の皆様に**」と題し、「**7 不当・違法な行為等が認められた場合等は、直ちに面談等を中止し、学校から退去していただくことや、**糞尿に連絡することがあります****」と脅すような紙切れを配付したが、この紙切れを各学校で配ると、多くの保護者は不快に感じると思う。よってこの紙切れは大量印刷前に喧嘩腰の文言は削除し、例えば「**校長ら学校側も、保護者側も、児童生徒のために冷静に話し合いましょう**」という文言に変更するべきだ。

2-6 「2-3」「2-4」でも触れた、

× オリ参加国・地域の“国旗等を模した巨大な千羽鶴”の製作・提出を強制は、『紙の爆弾』2026年1月号98～99頁に出ている通り、

——**モンスター都教委の佐藤聖一**高校教育指導課長(当時)らは19年11月9日、千代田区の東京国際フォーラムで開催した“第2回都立高校生等によるボランティア・サミット”なるイベント等で飾るため、全日制の全都立高校に対し、一方的に“**担当国**”を割り当てし、東京五輪への全参加国・地域の“国旗等を模した巨大な千羽鶴”を製作し提出するよう強制。鶴五〇〇羽を折り、ビーズを通した糸でつなぐ大作業——

だ。かかる愚行に対し、生徒を引率したある教員が次のように、都教委に真っ向反論する意見を出した。

「働き方改革が問われている現在において、**真っ先になくすべきイベントだ**。千羽鶴も、**現場**

251212提出の精願2頁目

に多大な負担であった。常軌を逸している（傍線は筆者。以下、同）。お金と時間の無駄遣いである本イベントは、廃止すべきです。

モンスター都教委は、自らの政策に批判的な
こういう教員こそ、三顧の礼をもって有識者会
議の委員に迎え入れ、ヒアリングさせてもら
うべきではないか。

2-7 「2-6」の事案で、モンスター校長
らがこのモンスター都教委の押し付けを拒否せ
ず、教員たちに製作を無理強いした。

都教委や区市町村教委、校長らの権限強化と
いう、上意下達・ピラミッド型の学校組織作り
（教委→校長→副校長→主幹教諭→主任教諭→
教諭という上下関係のもと、職員会議が伝達機
関に成り下がり、教員たちがノーの意見を言え
ない体制）に問題があるのではないか？

2-8 「2-3」「2-4」「2-6」で触れ
た、都立高校生の千羽鶴製作については、『紙の
爆弾』2020年10月号が、

——広島・長崎や沖縄への修学旅行等で寄贈す
ることがある。これについて社会科教育を専門
とする高嶋伸欣（のぶよし）琉球大名譽教授は
二〇〇〇年頃、「千羽鶴の由来と結び付かない沖
縄の戦跡に、高校生が授業時間を潰してまで作
って持ってくることに疑問がある。広島・長崎
の場合も高校生であれば、千羽鶴作りの時間を
別の事前学習（調査・研究等）で効果的に使う
べきだ」と、埼玉県の公立女子高校の事前学習
の講演で指摘したことがある（ただし、小学生
の千羽鶴作りは、平和教育等の動機付けに役立つ
と述べている）。——

と、批判的に報じている。

一定数が18歳の成人年齢になっている高校生
に、（広島・長崎・沖縄ではない“オリパラ教育”
の一環ではあるけれど、）単調作業かつ時間のか
かる千羽鶴作りを、全都立高校（全日制）に指示
した当時の佐藤聖一・高指課長らや、その指示
を拒否せず、教員たちに製作を無理強いした校
長らは、モンスター都教委・モンスター校長
なのではないのか？ 『紙の爆弾』2026年1月号9
8頁に引用してある1人の教員が「（モンスター
都教委は）常軌を逸している」と明記している
事実も踏まえ、改心するよう都教委を指導して
頂きたい。

また、本市の「米国による広島・長崎への原
爆投下」等の平和教育においては、（発達段階か
ら言って、動機付けとして有効な小学生はとも
かく、）中学生にもなって千羽鶴作りさせる時間
の無駄遣いはしないで、貴重な時間は「広島・
長崎への原爆投下に至るまでの旧日本軍による
無謀な戦争の実態」「自らの地位保全のため、無
条件降伏受け入れを遅らせ、被爆者を生み出し

てしまった昭和天皇・裕仁氏の戦争責任」等を
主体的に探究し考える時間の方に有効活用して
頂きたい。

2-9 「2-3」～「2-7」で述べた通り、
『紙の爆弾』2026年1月号98頁・99頁にある、
オリパラ教育・“君が代”・“自衛隊連携宿泊防災
訓練”問題での、モンスター都教委・モンスター
校長らによる生徒・保護者・市民・一般教諭た
ちへのパワハラや強権発動は目に余るものがある。

このため、第4回会合閉会後の夜7時30分
からの記者レクでは、記者が「異常な“君が代”強
制問題等で、モンスター都教委・モンスター校
長が、嫌がっている生徒の保護者や教員にも強
制してくるパワハラの実態」を追及した。これ
に対し、都教委人事部の由井彬（あきら）教職員
支援担当課長は「今回はカスハラを問題にして
おり、パワハラは別（の部署で対応する問題）
だ」という回答に終始した。

しかし「学校と家庭・地域とのより良好な関
係づくり」というなら、ごく一部に見られるカ
スハラだけでなく、かなり多いパワハラも会議
の中で扱い、モンスター都教委（区市町村教委）
・モンスター校長対策のガイドラインを作らな
ければならないのではないか。さもなければ、
東京の学校教育は偏ったものになってしまい、
「より良好な関係づくり」はできない。

2-10 モンスター都教委（区市町村教委）・モ
ンスター校長対が実在する事実は、6月11日
（水）、貴教委に出した請願で詳述した通り、都
教委が5月9日開催した第1回会合で、配付し
た全61頁の「資料3-2」の中で、注目すべき
データを明記している。以下に再掲する。

↓

「令和5年度、家庭・地域から都教育相談センター内
の学校問題解決サポートセンターへの主な意見・要望・相
談全1238件」の内訳を示す円グラフは、「管理職の言動
12%、教委言動3%」だと明記している。【45頁】

この円グラフでは、保護者や地域住民が「その言説に問
題あり」とする対象の筆頭は教職員の40%だが、それより
格段に接する機会の少ない管理職（東京は一部大規模
校や中高一貫校、特支校等以外は校長と副校長の二
名体制）で、「管理職の言説に問題あり」が12%という数
は、モンスター校長はかなり多い、ということになる。

さらに、教職員や管理職なら、子どもの通う学校で（授
業参観や保護者会、学校行事、PTA総会等で）接する
機会があるが、ほとんど会わないはずの「（都庁や区市役
所等で勤務している）教委職員の言動に問題あり」とする
保護者や地域住民が3%もいるということは、モンスター教
委職員（教育長や指導課長・指導主事等）が少なからず
いるという事実の証左である。

251212提出の請願3頁目（了）

報告事項第26号

令和7年第4回日野市議会定例会の報告

このことについて、次のとおり報告する。

令和8年1月8日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

令和7年 第4回日野市議会定例会の報告

1. 会 期 11月28日(金)～12月16日(火) 19日間

2. 一般質問 質問者 19名(うち教育委員会関係10名)
質問件数 41件(うち教育委員会関係10件)

3. 議 案 市長提出議案 45件(教育委員会に関するもの 4件)
議員提出議案 3件(教育委員会に関するもの 0件)

《市長提出議案》

(1) 日野市奨学金条例を廃止する条例の制定について (可決)

(2) 令和7年度日野市一般会計補正予算(第5号) (可決)

	(一般会計)	(うち教育費)
補正総額(歳入歳出)	1,765,253千円	100,294千円
予算総額(歳入歳出)	83,934,965千円	10,805,243千円

(3) 日野市小中学校学習用端末の買入れについて (可決)

(4) 学校における事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定について (可決)

4. 請 願 2件(教育委員会に関するもの 0件)

報告事項第27号

要綱の制定及び改廃の報告（令和7年10月～令和7年12月）

このことについて、次のとおり報告する。

令和8年1月8日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

要綱制定改廃一覧
 (～令和7年12月31日制定・改廃分)

NO	要綱の名称	適用日	制定・改廃の理由
1	日野市学校給食代替者補助金交付要綱	令和7年4月1日	<p>この要綱は、学校給食の代替として弁当等を持参する者の保護者に対し、日野市学校給食代替者補助金を交付するにあたり、必要な事項を定めたものです。</p> <p>公平を図るとする補助金交付要綱の廃止及び新規制定、また補助対象者の明確にするため、要綱の一部を改正する要綱を制定します。</p> <p>要綱は令和7年11月4日から施行し、適用は令和7年4月1日からとなります。</p>
2	日野市学校給食（食材）費補助金交付要綱	令和7年10月1日	<p>この要綱は、物価高騰による影響等を軽減し、もって、安全・安心で栄養バランスのとれた学校給食の提供及び保護者等の負担軽減に資することを目的に制定いたします。</p>
3	日野宿本陣・日野宿本陣上段の間及び御前の間保存・活用計画策定委員会設置要綱	令和7年10月1日	<p>日野市指定文化財である「日野宿本陣」および「日野宿本陣上段の間および御前の間」の保存活用計画を策定するため。</p>
4	あさひがおか幼稚園協議会に関する要綱を廃止する要綱	令和8年3月31日	<p>本要綱は、両園の保護者・保育者・行政が一体となって協議し、あさひがおか保育園と第七幼稚園を幼児園として共通カリキュラムを実施することを目的に、平成16年11月20日に制定されました。</p> <p>近年では、保護者参加の行事が実質的に活動できなくなったことや、家庭環境や働き方の変化から、協議会役員選出が困難となっていることが挙げられており、保護者からは協議会活動自体については、解散も含めた見直しの検討が求められてきました。</p> <p>また、令和7年3月に策定された「日野市子育て支援施設個別施設計画」においては、これまでの幼児園の取組から、両園の認定こども園化も検討の選択肢として位置づけられています。</p> <p>以上のことから、協議会は一定の役割を終えたものと判断出来るため、要綱の廃止及び協議会を解散することといたします。</p> <p>なお、園児同士の交流活動は今後も継続するものです。</p>

報告事項第28号

行政情報の公開請求

このことについて、次のとおり報告する。

令和8年1月8日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

行政情報の公開請求

	請求日	決定日	請求件名	決定内容
1	12月10日	12月22日	令和6年5月1日～令和6年5月15日までの百草食品が製作した日野市の小中学校の全ての請求書及び検収票	全部公開 および 部分公開